

令和8年2月定例会

建設委員会資料

( 建設部 )



議案第55号 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件

秋田市道路占用等に関する条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第13条 (略) 別表(第5条関係)				第1条～第13条 (略) 別表(第5条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額(円)			単位	金額(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>670</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	<u>570</u>
	第2種電柱		<u>1,000</u>	第2種電柱	<u>870</u>		
	第3種電柱		<u>1,400</u>	第3種電柱	<u>1,200</u>		
	第1種電話柱		<u>600</u>	第1種電話柱	<u>510</u>		
	第2種電話柱		<u>960</u>	第2種電話柱	<u>810</u>		
	第3種電話柱		<u>1,300</u>	第3種電話柱	<u>1,100</u>		
	その他の柱類		<u>60</u>	その他の柱類	<u>51</u>		
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>6</u>	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メ ートルに つき1年	<u>5</u>	
	地下に設ける電 線その他の線類		<u>4</u>	地下に設ける電 線その他の線類		<u>3</u>	
	路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>590</u>	路上に設ける変 圧器	1個につ き1年	<u>490</u>	
地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>360</u>	地下に設ける変 圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>300</u>		
変圧塔その他こ	1個につ	<u>1,200</u>	変圧塔その他こ	1個につ	<u>1,000</u>		

	れに類するもの および公衆電話 所	き1年			れに類するもの および公衆電話 所	き1年	
	郵便差出箱およ び信書便差出箱		<u>500</u>		郵便差出箱およ び信書便差出箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,900</u>		広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,800</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,200</u>		その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1,000</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>25</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メ ートルに つき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メ ートル未満のも の		<u>36</u>		外径が0.07メー トル以上0.1メ ートル未満のも の		<u>30</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のも の		<u>54</u>		外径が0.1メー トル以上0.15メ ートル未満のも の		<u>45</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メ ートル未満のも の		<u>72</u>		外径が0.15メー トル以上0.2メ ートル未満のも の		<u>61</u>
	外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満のも の		<u>110</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メ ートル未満のも の		<u>91</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満のも の		<u>140</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メ ートル未満のも の		<u>120</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満のも の		<u>250</u>		外径が0.4メー トル以上0.7メ ートル未満のも の		<u>210</u>

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>360</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>720</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>4</u>	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
			その他のもの		<u>12</u>			その他のもの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>960</u>		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>810</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>600</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>510</u>
		地下に設けるもの		<u>360</u>			地下に設けるもの		<u>300</u>	
	その他のもの			<u>1,200</u>		その他のもの			<u>1,000</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	

		階数が2のもの	A に0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		950	
	地下に設ける通路		570	
	その他のもの		1,200	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	960
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	19
		階数が2のもの	A に0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	A に0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		900	
	地下に設ける通路		540	
	その他のもの		1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	1本につき1日	18

		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>950</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.034</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>190</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>120</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設ける	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.013</u> を乗じて得た額	

		に設けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
アーチ		車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			A に <u>0.031</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		<u>180</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設ける	占用面積1平方メートルにつき1年	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額	

	もの				
	上空に設けるもの	A に <u>0.018</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	A に <u>0.017</u> を乗じて得た額
	地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下 (トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額
		A に <u>0.006</u> を乗じて得た額			A に <u>0.006</u> を乗じて得た額
		A に <u>0.008</u> を乗じて得た額			A に <u>0.007</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.026</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.025</u> を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	A に <u>0.017</u> を乗じて得た額		建築物	A に <u>0.015</u> を乗じて得た額
	その他のもの	A に <u>0.012</u> を乗じて得た額		その他のもの	A に <u>0.011</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	A に <u>0.024</u> を乗じて得た額		建築物	A に <u>0.022</u> を乗じて得た額

	その他のもの	A に <u>0.012</u> を乗じて 得た 額		その他のもの	A に <u>0.011</u> を乗じて 得た 額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの	A に <u>0.017</u> を乗じて 得た 額	政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの	A に <u>0.015</u> を乗じて 得た 額
	上空に設けるも の	A に <u>0.024</u> を乗じて 得た 額		上空に設けるも の	A に <u>0.022</u> を乗じて 得た 額
	その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて 得た 額		その他のもの	A に <u>0.031</u> を乗じて 得た 額
政令第7条第12号に掲げ る器具		A に <u>0.026</u> を乗じて 得た 額	政令第7条第12号に掲げ る器具		A に <u>0.025</u> を乗じて 得た 額
政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又 は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	A に <u>0.017</u> を乗じて 得た 額	政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又 は自動車専用道 路（高架のもの に限る。）の路 面下に設けるも の	A に <u>0.015</u> を乗じて 得た 額
	上空に設けるも の	A に <u>0.024</u> を乗じて 得た 額		上空に設けるも の	A に <u>0.022</u> を乗じて 得た 額
	その他のもの	A に <u>0.034</u> を乗じて 得た 額		その他のもの	A に <u>0.031</u> を乗じて 得た 額
政令第7条第14号および		A に	政令第7条第14号に掲げ		A に

第15号に掲げる施設	0.034 を乗じて得た額	る施設	0.031 を乗じて得た額
備考 (略)		備考 (略)	

議案第56号 秋田市都市公園条例の一部を改正する件

秋田市都市公園条例新旧対照表

改 正 案						現 行							
第1条～第17条 (略)						第1条～第17条 (略)							
別表第1 (略)						別表第1 (略)							
別表第2 (第8条、第9条関係)						別表第2 (第8条、第9条関係)							
公園名	有料公園 施設の種 類又は名 称	使 用 料				備 考	公園名	有料公園 施設の種 類又は名 称	使 用 料				備 考
		区 分	単 位	金 額					区 分	単 位	金 額		
千秋公園	千秋公園	最初の30分まで	1台に	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。	千秋公園	千秋公園	最初の30分まで	1台に	100円	使用期間 は、毎年 4月1日 から11月 30日まで とする。		
	大坂有料 駐車場	30分を超える30分までごとに	つき	100円			有料駐車 場	30分を超える30分までごとに	つき	100円			
千秋公園	千秋公園	最初の30分まで	1台に	100円									
	大手門通 り有料駐 車場	30分を超える30分までごとに	つき	100円									
(略)						(略)							
(略)						(略)							
別表第3 (略)						別表第3 (略)							

(仮称) 千秋公園大手門通り有料駐車場について

1 駐車場の概要

- (1) 駐車場名称 (仮称) 千秋公園大手門通り有料駐車場
- (2) 供用開始予定 令和8年4月1日
- (3) 駐車台数 31台
- (4) 営業期間 通年24時間利用可能
- (5) 駐車料金 100円/30分
- (6) 駐車場形態 カメラ式コインパーキング (キャッシュレス決済対応)
- (7) 管理運営形態 業務委託

※駐車場名称および駐車料金については、今定例会に「秋田市都市公園条例の一部を改正する件」を上程している。

2 駐車場平面図



### 3 駐車場位置図

